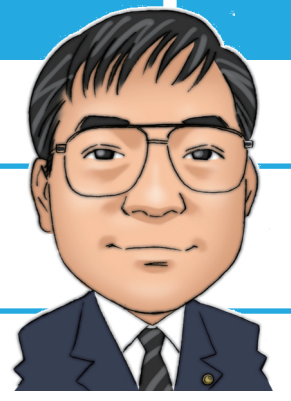


水無瀬野タイムズ 5

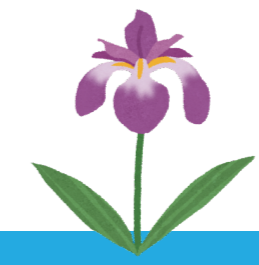


今月のトピックス

- インボイス制度に支援措置があります！
- FPは夢の実現をお手伝いする家計のホームドクター®

2023年 5月の主な予定

- ◆ 5月10日(水) ◆
 - ・ 5月分源泉所得税の納付
- ◆ 条例で定める日 ◆
 - ・ 自動車税(種別割)の納付



- ◆ 随時 ◆
 - ・ 雇用保険の資格取得又は資格喪失届
 - ・ 社会保険の資格取得又は資格喪失届
 - ・ 賞与支払届



FP業務の必要性！

人生を考える上でライフプランの必要性を認識しております。人生100年時代に、年金制度や高年齢雇用安定法の改正による年金の受取り方や働き方の変化に対応するため、健康、生きがい、お金の3つの面を検討することが重要となってきます。

税理士法人水無瀬野もファイナンシャルプランナー業務の充実を図りたいと思っております。お客様のニーズもあり、ライフプランの設計、年金の繰下げ支給、退職所得の受取り方法など様々なお問い合わせを頂いております。

ファイナンシャルプランナーの最高峰であるCFP®を、佐藤龍、佐橋賀永子の2名が資格取得し、令和5年からは、難波孝朗を含め3名体制で皆様方のニーズに添って参ります。

例えば、不動産運用、保険活用、ライフプラン、税金、相続などのご相談を承っております。お客様一人ひとりのライフスタイルが異なります。一人ひとりの生きがいをお聞きしながらライフプランの作成をさせていただきます。

人生一回切り！楽しいことをたくさんしながら、幸せな生活を一緒に過ごしましょう。身も心も元気になり、日々の生活も活動的になれるよう、小さな目標から達成感を味わいながら、充実した人生を送りましょう。

人生100年時代、健康、生きがい、お金の3つの項

目を一緒に考えていきましょう。どんな暮らしが幸せかを資金計画をふまえて、一度相談してみようと思われるかたは、是非お気軽にお電話ください。

税理士法人水無瀬野は、日々成長して参ります。難波孝朗自身もお客様に役立つ資格の取得を目指しながら、お客様に寄り添ったサービスを提供させていただきます。

この年になって生きがいとは何かと未だに悩んでおりますが、「生涯たくさんの人とかかわりながら、健康で、楽しみながら働き続けることかな」と思うようになってきました。働くという文字は人が重なり合って力を合わせると書きます。スタッフ全員でお客様に喜んでいただくという目標にみんなで力を合わせて、達成感を味わうことが生きがいのように思っております。一人だけ資格を取得しても、仕事をしても寂しさを感じます。スタッフ全員で業務や資格を頑張れば、喜びも増幅されます。

今年のゴールデンウィークは7日間程あります。人生エンジョイで過ごしましょう。今後ともご指導ご鞭撻よろしくお願い致します。



令和5年 5月吉日
税理士法人 水無瀬野
代表 難波 孝朗
(行政書士・社会保険労務士・FP)

FP(ファイナンシャルプランナー)は夢の実現をお手伝いする家計のホームドクター®

結婚する、家建てる、子供を留学させる、老後は海外で過ごす…など、わたしたちの将来の夢や目標をかなえるためには、まず、実現までの計画をしっかりと立てることが大切です。この人生設計が「ライフプラン」です。

そして、わたしたちの夢や目標に対して、総合的な資金計画を立て、経済的な側面から実現に導く方法が「ファイナンシャル・プランニング」です。

これらの計画を立てるためには、**金融、税制、不動産、住宅ローン、生命保険、年金制度**などの幅広い知識が必要になります。

これらの知識を備え、わたしたちの夢や目標がかなうように一緒に考え、サポートするパートナー、いわば、「家計のホームドクター®」のような存在がファイナンシャル・プランナー (FP) です。

FPは、以下のような幅広いくらしとお金の相談にのり、総合的に生活設計を行っていきます。



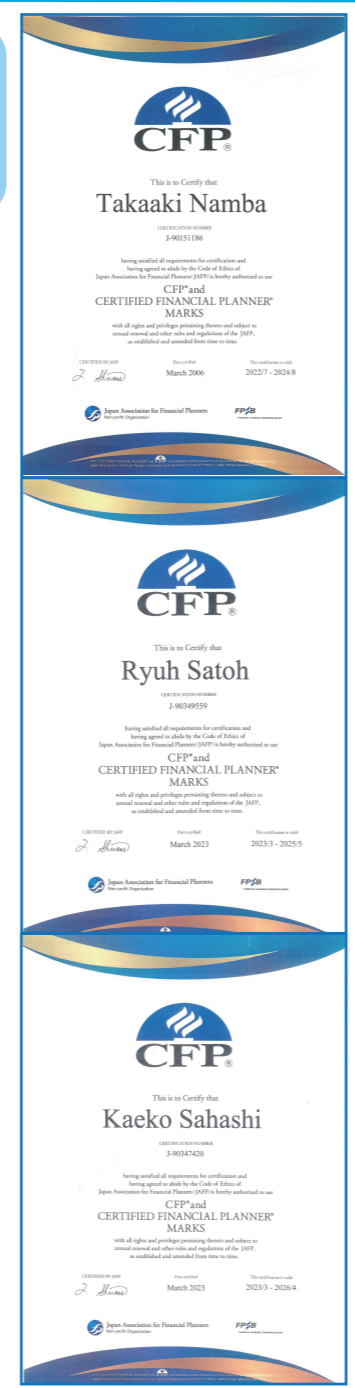
FPに相談できること

家計の見直し、老後の生活設計、教育資金の準備、住宅購入資金準備や住宅ローンの見直し、資産運用の方法や金融商品の選択ポイント、保険の見直し、税制や相続に関することなどを、相談することができます。相談内容によっては、各分野の専門家とのネットワークを活用して、より適切なプランの提案を行っていくこともあります。

日本FP協会HPより引用

税理士法人水無瀬野では

税理士法人水無瀬野には、FP(ファイナンシャルプランナー)の中でも、「世界が認めるプロフェッショナルFPの証」で、FPの頂点とも言えるCFP®認定者が3名います。ちょっとした疑問や不安など、是非お気軽にご相談ください。



編集後記



大河ドラマ『ごっつする家康』でもおなじみ『欣求浄土(ごんぐじょうど)』。意味は「極楽浄土に往生すること」だそうです。

『欣求浄土』の書をいただきました

お客様より素敵な書をいただきました。事務所に飾っておりますので、皆様是非ご来所いただき、ご覧になってください。美味しいお茶をご用意して、スタッフ一同お待ちしております。



税理士法人 水無瀬野

web : <http://minaseno.com/>

難波孝朗行政書士・社会保険労務士・FP事務所

web : <http://namba-one.com/>

大阪府三島郡島本町水無瀬1-5-9

電話 : 075-961-0812

e-mail : t-namba@sirius.ocn.ne.jp

FAX : 075-961-0818

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

税負担
軽減

インボイス制度に 支援措置があります！

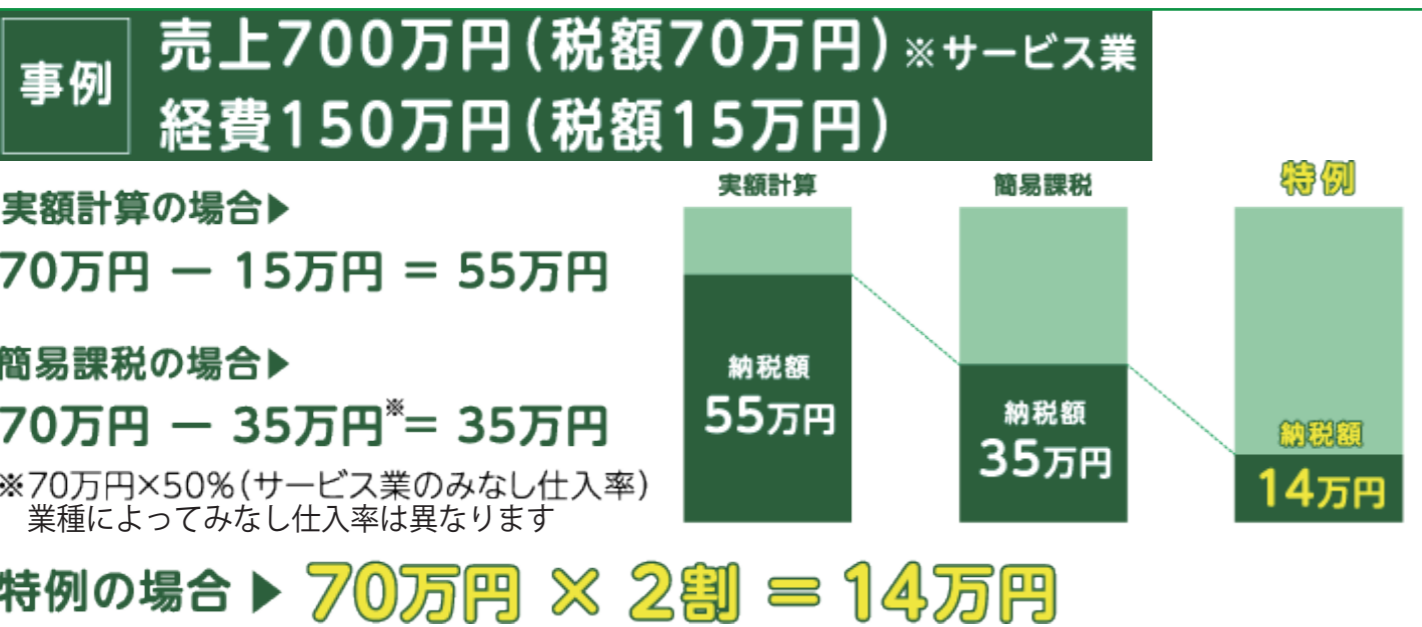
事務負担
軽減

小規模事業者向け

◎納税額が売上税額の2割に軽減！

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます

- ◆対象者：免税事業者からインボイス発行事業者になった方
(2年前の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)
- ◆対象期間：令和5年10月1日から令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告まで対象



売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけでOKです。

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能となります。

ご不明点がございましたら、お気軽に税理士法人水無瀬野までお問い合わせください。



中小事業者向け

◎少額取引はインボイス不要！

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても、帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります！

- ◆対象者：2年前の課税売上が1億円以下または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方
- ◆対象期間：令和5年10月1日～令和11年9月30日
- ◆1万円未満の判定単位：「税込1万円」に該当するかどうかは、1回の取引の課税仕入れに係る金額(税込)が1万円未満かどうかで判定します。
1商品ごとの金額で判定するものではありません。

例

- 12月3日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合、
→ それぞれが税込1万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要
- 5千円の商品と7千円の商品(合計1万2千円)を同時に購入した場合
→ 税込1万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

すべての方が対象

◎少額な値引・返品は対応不要！

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります！振込手数料料分を値引き処理する場合も対象です！

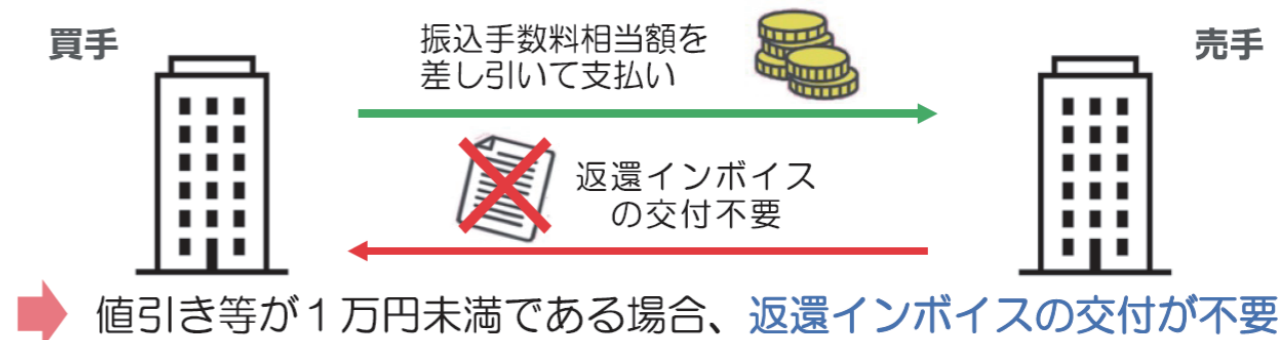
対象者：すべての方

対象期間：適用期限はありません



具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合



国税庁 HP より